

## 小布施町親元就農者支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の担い手の確保及び就農による定住の促進を図ることを目的として、予算の範囲内で小布施町親元就農者支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年小布施町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営農 主として農業により生計を営むことを目的に年間150日以上かつ1,200時間以上農作業に従事することをいう。
- (2) 親元就農 3親等以内の親族（以下「親等」という。）から農業経営を継承又は同一経営体で営農することをいう。
- (3) 農業研修 次に掲げるものをいう。

ア 長野県農業大学校条例（昭和50年長野県条例第42号）第4条に規定する農業大学校農学部総合農学科又は実科及び研究科の修業

イ 新規就農里親研修事業実施要領（平成15年3月31日付け14農技第869号農政部長通知）第2に規定する里親研修

ウ その他町長が適当と認める研修

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する親元就農者とする。

- (1) 交付申請を行う年度の4月2日において18歳以上50歳未満の者
- (2) 町内に住所を有する者
- (3) 令和7年4月1日以降に学校を卒業、退職等又は農業研修を終了し、かつ、当該日から起算して1年以内に初回の交付申請を行う者

(4) 親等が地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項に規定する地図をいう。）に位置付けられている者であって、次のいずれかに該当する者

ア 認定農業者

イ 認定新規就農者

ウ 基本構想水準到達者

(5) 初回の交付決定の日から起算して 5 年間営農する者

(6) その他町長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、交付対象者としな

(1) 国又は地方公共団体等が実施する他の制度による生活費の確保を目的とした交付金等を受けている者

(2) 過去にこの要綱による交付を受けた者であって、離農後に再び親元就農した者

(3) 町税等を滞納している者

(4) 小布施町暴力団排除条例(平成 24 年小布施町条例第 16 号)第 2 条に掲げる暴力団員等

(5) その他町長が不適當と認める者

(交付金の額及び期間)

第 4 条 交付金の額は年額 50 万円とし、2 年を限度として交付する。

2 交付金の交付期間は、初回の交付決定を受けた日の翌年度の 3 月 31 日までとする。

(交付申請)

第 5 条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小布施町親元就農者支援事業交付金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、2 年目の交付申請の場合は、必要書類を省略することができる。

(1) 事業計画書（様式第 2 号）

(2) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(3) 学校を卒業、退職等又は農業研修を終了したことを証明する書類

(4) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付金の交付決定を行い、小布施町親元就農者支援事業交付金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、交付金を交付するものとする。

（交付請求）

第7条 前条に規定する交付金の交付決定を受けた者は、小布施町親元就農者支援事業交付金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（就農状況報告等）

第8条 交付決定者は、翌年度の7月末日までにその直前の1年間の就農状況報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。ただし、初回の就農報告対象期間は、交付決定の日の翌日から翌年度の6月末までとする。

2 町長は、前項に規定する報告を受けたときは、必要に応じて長野県及び小布施町農業委員会と協力し、親元就農が行われているか現地確認等を実施するものとする。

（調査等）

第9条 町長は、必要に応じて親等及び交付決定者から報告を求め、又は調査をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、当該親等又は交付決定者に対し、改善に関する指導を行うことができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、災害等やむを得ない事情として町長が認めた場合にはこの限りでない。

(1) 初回の交付決定の日から起算して5年間営農を継続しなかったとき。

- (2) 改善に関する指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わないとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (4) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他町長が不相当と認めるとき。

(情報共有)

第 11 条 町長は、長野県及び小布施町農業委員会と交付決定者の情報を共有することにより、交付決定者の親元就農定着を支援し、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複及び虚偽申請確認のために利用するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和 11 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。